

奈良県告示第四百二十五号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等（知事に係るものに限る。）について、奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年三月奈良県規則第四十三号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 根拠となる法令又は条例等の名称及び条項並びに対象手続等の名称

根拠となる法令又は条例等の名称及び条項		名称	条項	対象手続等の名称
四 奈良県屋外広告物条例（昭和三十五年四月奈良県条例第十七号）		一 薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）	第三十二条	配置従事の届出
三 薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）		二 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）	第二十二條第三項	第一種フロン類回収業者の回収量等の報告
二 奈良県屋外広告物条例（昭和三十五年四月奈良県条例第十七号）			第十五条の四第二項	郵便等販売の届出
一 奈良県屋外広告物条例（昭和三十五年四月奈良県条例第十七号）			第十五条の二の四第一項	屋外広告業の登録事項の変更の届出
第十五条の二の六				屋外広告業の廃業等の届出

五 奈良県屋外広告物条例施行規則  
(昭和三十五年六月奈良県規則第  
三十四号)

第八条の八第二項

屋外広告業の業務主任  
者認定申請書の提出

二 適用日

平成二十二年四月一日